

令和 2 年第 1 回定例会(3 月)議決結果

第 1 回定例会が令和 2 年 3 月 5 日から 18 日までの 14 日間の会期で開催されました。条例、新年度予算など 44 議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条 例】

●芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

地域手当の支給地域を見直し、国基準で定める地域に在勤する職員に、一般職の職員の給与に関する法律で定める割合を乗じて支給するよう改正するものです。

●芦屋町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

平成 29 年度に条例の制定を行い、任期付職員として採用した常勤職員に対して、近隣自治体との条件の均衡を図るため退職手当を支給出来るよう改正するものです。

●芦屋町職員定数条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

平成 29 年度に条例の制定を行い、嘱託職員を任期付職員として採用したことにより、教育委員会の職員数が定数の上限に達したため、様々な行政ニーズ及び今後想定される再任用職員の配置への対応を目的として、教育委員会事務局の職員定数を増員し、併せて、競艇事業局の字句の修正を行うものです。

●芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

特別職の旅費について、近年、都市部の宿泊費が高騰していることから、支給額を見直し、併せて、支給対象となる地域区分を国家公務員基準に見直すものです。

●芦屋町一般職職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

一般職職員の旅費について、車賃及び宿泊料の支給対象となる地域区分を国家公務員基準に見直すものです。

●芦屋町公共施設等整備基金条例の制定

(可決 満場一致)

将来にわたり公共施設等の安全性の確保やサービス水準の維持向上を図り、中長期的な公共施設等の整備財源を確保するため、基金を設置するものです。

また、本条例の制定に伴い、「芦屋町総合体育施設建設準備基金条例」を廃止するものです。

●芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

刑事施設に収容されている者に対し、国民健康保険税を減免することを可能とするため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、住民票の除票の写し等の交付が制度化され、交付に際して手数料を徴収するため規定を追加するものです。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号通知カードが廃止されるため、規定を削るものです。

●芦屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

子ども・子育て支援法施行令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の施行に伴い、保育所など教育・保育施設等が、保護者から給食副食費の支払いを受けることができるよう条例の一部を改正するものです。

●芦屋町地域福祉計画推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

本委員会の所掌事務に芦屋町成年後見制度利用促進計画に関するものを加え、委員定員を一名追加するため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町ブランド金賞選定審査会設置条例の制定

(可決 満場一致)

町産品の育成・販路拡大を目的とした芦屋町ブランドとして認定されたものの中から、特に優れたものを金賞に選定するため、審査会を設置するものです。

●**芦屋町国民宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定**

(可決 満場一致)

令和2年4月1日より導入される福岡県宿泊税条例の施行に伴い、国民宿舎の利用料金について、条例の一部を改正するものです。

●**芦屋町環境美化条例の制定**

(可決 満場一致)

快適な生活環境の保持と清潔で美しい緑豊かなまちづくりを目指すことを目的として条例を制定するものです。

また、本条例の制定に伴い、「芦屋町環境美化に関する条例」を廃止するものです。

●**芦屋町交通安全推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定**

(可決 満場一致)

交通安全に関しての町の責務及び推進協議会の役割を明確にし、交通安全を更に推進していくため、条例の一部を改正するものです。

また、本条例の制定に伴い、「芦屋町交通安全対策会議条例」を廃止するものです。

●**芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定**

(可決 満場一致)

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、債権関係の規定の見直しにより、町営住宅の管理制度において関連する条例の一部を改正するものです。

●**芦屋町所得制限外住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定**

(可決 満場一致)

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、債権関係の規定の見直しにより、所得制限外住宅の管理制度において関連する条例の一部を改正するものです。

●**芦屋町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定**

(可決 満場一致)

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、適用条項のずれが生じたため、条例の一部を改正するものです。

●**芦屋町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定**

(可決 満場一致)

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

ボートレースのイメージアップ及び認知度の向上を図るため、ボートレース事業局に名称を変更するものです。

また、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、適用条項のずれが生じたため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定め、人事院勧告に伴う住居手当に関連する規定を改正するものです。

併せて、本条例の制定に伴い、「芦屋町モーターボート競走事業臨時従事員の給与に関する条例」を廃止するものです。

●芦屋町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

競艇事業局をボートレース事業局に名称変更したことに伴い、条例の一部を改正するものです。

●町長の専決事項の指定についての一部改正

(可決 満場一致)

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、適用条項のずれが生じたため、一部を改正するものです。

【予 算】

●令和元年度芦屋町一般会計補正予算(第5号)

(可決 賛成多数)

歳入歳出それぞれ3億8,900万円の増額補正を行うものです。

歳入＝ 奨学金貸付基金繰入金及び総合体育施設建設準備基金繰入金を新たに計上したほか、町民税や固定資産税等を増額計上するとともに、事業費確定による過疎対策事業債ハード分等を減額しています。

歳出＝ 公共施設等整備基金積立金元金を新たに計上したほか、年度末の所要額確定による不用額を減額しています。

●令和元年度芦屋町一般会計補正予算(第6号)

(可決 満場一致)

歳入歳出それぞれ 3,500 万円の増額補正を行うものです。

歳入＝ 保育対策総合支援事業費補助金を新たに計上したほか、子ども・子育て支援交付金及び財政調整基金繰入金を増額計上しています。

歳出＝ 今後、新型コロナウイルス感染症対策として支出が見込まれるため、需用費、賃金、備品購入費、負担金、補助及び交付金を新たに計上しています。

※令和元年度芦屋町一般会計補正予算(第6号)については、令和元年度芦屋町一般会計補正予算(第5号)の議決後に追加で上程されました。

●令和元年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算(第1号)

(可決 賛成多数)

年度内の所要見込額確定による最終補正です。

●令和元年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

●令和元年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

●令和元年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算(第1号)

●令和元年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)

●令和元年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第3号)

●令和元年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第3号)

(可決 満場一致)

年度内の所要見込額確定による最終補正です。

●令和2年度芦屋町一般会計予算

(可決 賛成多数)

歳入歳出総額 82 億 9,200 万円 前年度比 3.4%増

歳入＝ 町税が 12 億 3,000 万円、地方交付税が 22 億 4,000 万円、町債が 9 億 4,000 万円などとなっています。また、モーターボート競走事業会計からの収益事業収入は、7 億円を計上しています。

なお、不足財源に対応するため、財政調整基金の繰入金を 3 億円、競艇収益まちづくり基金の繰入金を 2 億 5,000 万円計上しています。

歳出＝ 土木費では緑ヶ丘団地改修事業費 1 億 5,000 万円を計上し、消防費では地域情報伝達システム整備工事費 1 億円などを計上しています。また、教育費では、芦屋小学校プール改修工事費 1 億 7,000 万円や芦屋中学校グラウンド改修工事費、山鹿小学校屋内運動場改修工事費などを計上しています。

この他に、柏原漁港整備事業費や鶴松団地中層改修事業費に加え、定住促進奨励金や出産祝金などを計上しています。

●令和2年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算

(可決 賛成多数)

歳入歳出総額 5億2,377万9,000円 前年度比14.7%増

歳入＝中央病院からの公債費負担金、町債(医療機器分4,950万円)

歳出＝中央病院への貸付金、負担金、公債費

●令和2年度芦屋町国民健康保険特別会計予算

(可決 賛成多数)

歳入歳出総額 16億6,297万8,000円 前年度比1.1%減

歳入＝国民健康保険税、県支出金など

歳出＝保険給付費、国民健康保険事業費給付金など

●令和2年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算

(可決 賛成多数)

歳入歳出総額 2億4,012万4,000円 前年度比3.2%減

歳入＝後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金など

歳出＝後期高齢者医療広域連合納付金など

●令和2年度芦屋町国民宿舎特別会計予算

(可決 満場一致)

歳入歳出総額 2,732万3,000円 前年度比74.7%減

歳入＝指定管理者からの納入金、携帯電話アンテナやテレビ局の定点カメラ設置に伴う
借地料等の諸収入など

歳出＝各種設備改修工事、備品購入費など

●令和2年度芦屋町給食センター特別会計予算

(可決 満場一致)

歳入歳出総額 1億6,375万5,000円 前年度比18.3%増

歳入＝給食費収入、一般会計からの繰入金など

歳出＝給食事業費、給食賄材料費、人件費など

●令和2年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算

(可決 賛成多数)

収益的収入＝1,167億346万1,000円 前年度比19.8%増

本場開催の収入、場外発売受託事業収入など

収益的支出＝1,137億508万5,000円 前年度比18.8%増

本場開催の経費、場外発売受託事業など

資本的支出＝22億7,674万3,000円

本場の施設改良費など

●令和2年度芦屋町公共下水道事業会計予算

(可決 賛成多数)

収益的収入＝7億843万9,000円 前年度比4.6%減

下水道使用料、長期前受金戻入、一般会計補助金など

収益的支出＝7億6,045万7,000円 前年度比3.3%増

減価償却費、浄化センター等の維持管理費、企業債支払利息、人件費など

資本的収入＝6,016万円 前年度比37.5%増

国庫補助金、一般会計補助金、企業債など

資本的支出＝2億7,405万2,000円 前年度比14.9%増

企業債元金償還金、処理場・ポンプ場改築実施設計委託料、ポンプ場電気設備更新工事、人件費など

【契 約】

●緑ヶ丘団地エレベーター設置工事(3棟)(その2)請負契約の締結

(可決 満場一致)

緑ヶ丘団地エレベーター設置工事(3棟)(その2)について、約7,033万2,000円で請負契約を締結するものです。

【人 事】

●芦屋町教育委員会教育長の任命

(同意 満場一致)

任期満了に伴い三榎賢二氏を再度任命します。

氏 名 三榎 賢二

生年月日 昭和27年4月4日

住 所 芦屋町山鹿

【その他】

●町道の路線廃止

（可決 満場一致）

福岡県との道路移管協定に伴い、令和元年度に移管する町道竹並芦屋 2 号線及び町道山鹿 26 号線を路線廃止するものです。

●町道の路線認定

（可決 満場一致）

町道竹並芦屋 2 号線の一部が移管対象となり、路線短縮に伴い起点の変更が生じるため再認定するものです。

また、寄付採納により、後水 13 号線を町道として認定するものです。

【意見書】

●地域医療を守り必要な公立病院等の維持・存続を求める意見書

（一部修正可決 満場一致）

国に対し、公立・公的病院が地域で果たす役割を十分に認識し、地域医療を守り必要な公立病院等の維持・存続を求める意見書です。

※意見書の詳細な内容については、別添のファイルをご覧ください。

【報告】

●専決処分事項の報告

柏原漁港機能保全工事（2 号物揚場）の請負契約の変更について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。